

大
技
業
界
News

遊技産業健全化推進機構ニュース

34
MARCH
APRIL 2024



令和6年能登半島地震 遊技業界挙げての被災地支援へ
～被災地ホールも地域のコミュニティセンターとして貢献～
2023年度第3四半期の検査結果報告 機構検査部

機構の動き

12-1月度<2023年12月1日～2024年1月31日>

遊技機等への立入検査関係

- 12月度 立入検査店舗数94店舗
(遊技機検査73店舗、計数機検査21店舗)
- 12月末日 誓約書提出店舗数7162店舗(対前月比▲51)
- 1月度 立入検査店舗数10店舗
(遊技機検査5店舗、計数機検査5店舗)
- 1月末日 誓約書提出店舗数7141店舗(対前月比▲21)

依存防止対策調査の関係

- 12月度 依存防止対策調査実施店舗数75店舗
- 12月末日 承諾書提出店舗数7099店舗(対前月比▲47)
- 1月度 依存防止対策調査実施店舗数10店舗
- 1月末日 承諾書提出店舗数7082店舗(対前月比▲17)

会議開催関係

12月4日(月)に臨時理事会を開催。誓約書、承諾書等の電子化に際し、誓約書に「広告宣伝ガイドライン」の順守を盛り込むことを審議し、承認可決した。

1月17日(水)に定例理事会を開催。2024年度の事業計画案並びに予算案を承認可決。3月6日(水)に臨時社員総会を開催し、同案を上程することを確認した。また、今年度第3四半期の立入検査、依存防止対策調査の結果等が報告された。

CONTENTS

3/4

March
April
2024

令和6年能登半島地震 遊技業界挙げての被災地支援へ ～被災地ホールも地域のコミュニティセンターとして貢献	1
2023年度第3四半期の検査結果報告 機構検査部	4
ステマ規制と「演者」に対する来店依頼 三堀 清	7
店長に求められる知識「業界知識XXX」	10
KiKo NEWS	13



愛知県豊川市 牛久保の若葉祭(別名・うなごうじ祭)

県無形民俗文化財に指定される4月開催の祭は「天下の奇祭」として知られる。牛久保神社の御神体の獅子頭を天王社まで運び戻る2日間の祭で、山車などとともに行列に参加する唐子衣裳の3人組の太鼓舞「笹踊り」が東三河地方を代表する特殊神事として注目されている。とくに、笹踊りの囃し方(ヤンヨウガミ)が、広い道に来ると、歌いながら一斉に仰向けになって地べたに寝ころび、ゴロゴロ。うじ虫のような動きをするため「うなごうじ祭」と呼ばれるという。戦国時代に領主が領民の苦労をいたわり酒を振舞ったとき、泥酔して寝ころびながら帰った様子を再現したものと地元では伝えている。笹踊りは、津や鈴鹿の唐人踊り同様、江戸時代まで17回派遣された朝鮮通信使の行列に影響を受けたとの説がある。

被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げます

令和6年能登半島地震 遊技業界挙げての被災地支援へ

令和6年能登半島地震

今年1月1日に石川県能登地方で発生した令和6年能登半島地震は、石川県を中心に富山・新潟県などに甚大な被害をもたらした。

被災地の早期復興に向けて、

パチンコ・パチスロ産業21世紀会をはじめとする

業界関連団体・組合や関連企業が相次いで義援金拠出を決定、支援活動の輪が広がっている。

当該地域のホールも、被災しつつも駐車場開放や支援物資の提供に努め、

地域の防災拠点、コミュニティセンターとしての役割を發揮している。

系列店が被災したホール企業の声も交えつつレポートする。

被災地ホールも地域のコミュニティセンターとして貢献

義援金拠出や募玉活動

被災地商品購入の動きも

令和6年能登半島地震に対する

支援の輪は業界内にうねりのよう

に広がりつつある。業界13団体で構成するパチンコ・パチスロ産業21世紀会が1000万円の拠出を発表したほか、全日本遊技事業協

同組合連合会（以下、全日遊連）を構成する各都道府県遊協の間でも、東京都遊技業協同組合が1000万円の拠出を決めるなど、義援金

今年1月1日16時10分に石川県能登地方で発生した令和6年能登半島地震はマグニチュード7・6（暫定値）、石川県輪島市と志賀町

**天井の一部落下など
ホールも多くが被災**

日遊連の全国理事会の席上行われた行政講話において、警察庁の担当官から感謝の言葉を受けた。

MIRAIばんこ産業連盟では今後ボランティアチームを派遣するため、先遣隊を2月上旬、北陸に送り出した。

から拠出する取組みも目につく。今後は被災県の特産品を系列店の賞品として購入していくことを宣言したホール企業も現れている。

機メーカー、関連機器メーカーなど
どが続々と義援金の拠出を発表。

ホテル企業の間では、系列店に
募玉・募メダル設置箱を置くなど
して、来店客による募玉、募メダル
の相当額を自店の営業利益のなか
から拠出する取組みも目につく。

抛出の動きが相次いでいる。

遊技業界挙げての被災地支援へ

で最大震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6弱以上の揺れを観測した。その他、富山県、新潟県、福井県で震度5強から九州まで広範囲に及んだ。気象庁によると、能登地方で発生した地震では、記録が残る1885年以来で最大規模のことだつた。

政府の非常災害対策本部の発表では、人的被害、住家被害（全壊半壊、床上浸水、床下浸水、一部破損）のいずれかがあつた地域は新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・愛知・大阪・兵庫の1府8県で、死者は240人、重軽傷者は1291人、住家被害は3万538棟に及ぶ（以上、2月5日現在）。

▲メイン通路の天井が一部落下したKEIZ富山田中店。島上の天井は舞事だった(写真は平成観光提供)



客約10人が負傷する事態となつた。負傷者に応急処置を施し、救急車両を待つたという（営業は1月7日から再開し、2月中に本格的な修復工事の予定）。

顧客でもあつた地元の建築業者が協力を申し出、店の営業も再開できたという。正月返上の協力に「心の底から感謝しました」と振り返る。同社では2011年3月11日に発生した東日本大震災の被災地支援として、ホール団体の取組みを通じて、宮城県南三陸町でのボランティア活動に長年携わってきた。能登半島地震でも今後、同様の取組みをしていく意向という。

なかでも被害が大きかったのは石川県で、先に挙げた死者はすべて同県。重・軽傷者も1291人中1182人にのぼる。次いで被害を受けたのは新潟・富山の両県で、これら3県で人的被害、住家被害のいずれも99%強を占める。

業界も被災ホテルが多くかったのはこの3県で、各当該県遊協が1月19日の全日遊連全国理事会で報告した内容などによると、石川県の場合、幸い人的被害はなかったものの、組合員ホテル8店舗（1月26日現在5店舗）で天井崩落などが発生し営業再開のメドが立つてないという。

新潟県では、遊技客に1人軽傷者がが出、組合員ホール44店舗が店舗内の天井（壁、各部構造）が散乱したマルハン七尾店のパチスロコーナー。駐車場の路面には亀裂が入った

石川県遊協では「多くの組合員ホテルが落ち着いた状況にないことから、詳細な把握ができるいないのが実状です。ほとんどの店舗が何らかの被害を受けたと見ていいと思います」と語っている。

天井崩落で負傷者 日頃の訓練が活きた

岐阜県多治見市に本社を構え、岐阜・愛知両県を中心に店舗展開するホール企業の平成観光は、北陸に3店舗出店＝「KEIZラパーケ」金沢店（金沢市）、「KEIZ高岡山田中店」（富山市）、「KEIZ高岡店」（高岡市）――ながら、富山

**天井崩落で負傷者
日頃の訓練が活きた**

営業、2月中に本格的な修復工事予定)。金沢店は被害がなく、1月2日から営業を再開した。

東野昌一社長は地震発生時、滋賀県内の系列店にいた。「滋賀もコーヒーがカップからこぼれるぐらい揺れ、店内にいたお客様に一時避難していただきました」。震源地は能登地方だと判明し、すぐに金沢店に連絡したところ、遊技中の顧客を店外に無事に誘導し、店舗の目につく被害やトラブルはない

との報告を受けたという。
しかし、富山の2店舗から大変な事態になつてゐる旨の連絡が入つたのだった。負傷者の状況、お見舞いなどの手配を指示し、その後も弁護士を立てて誠意ある対応に努めているといふ。

顧客でもあつた地元の建築業者が協力を申し出、店の営業も再開できたという。正月返上の協力に「心の底から感謝しました」と振り返る。

の底から感謝しました」と振り返る。

同様に、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災の被災地支援として、ホテル団体の取組みを

援として、ボレル団体の取組みを通じて、宮城県南三陸町でのボラ

ンティア活動に長年携わってきた。

組みをしていく意向という。

営業、2月中に本格的な修復工事予定)。金沢店は被害がなく、1月2日から営業を再開した。

マルハン七尾店では休業中、駐車場に仮設トイレを設置し、SNSで発信。七尾市には水600㍑を寄贈した(同店の写真はすべてマルハン提供)。

全国大手のマルハン（本社…京都市、東京都）は石川県と富山県の6店舗が被災した。ダメージが最も大きかったのは「マルハン七尾店」（石川県七尾市）で、空調ダクト外れや喫煙スペースの傾き、ガスタンクの土台傾き、島上飾りの落下などの被害を受けた。当初はガス、水道、社内ネットワークが停止する事態となり、1月15日まで休業を余儀なくされた。

そうしたなかで取り組んだのは地域支援活動で、同店の駐車場に

自らも被災しながら仮設トイレや駐車場開放

石川県遊協は1996年 岸警
本部との間で、災害時に組合員ホテルの駐車場を避難場所などのために提供する協定を結んでいる。

警本部に提出している。今回、両組合ともに県警本部からの公式な協力要請はなかつたものの、避難住民のため、自主的に駐車場を開放したホールが目についたという。

方や負傷者が出了場合の対処方法などについてのスタッフに対する意識づけが徹底されていなければもっと大きな人的被害が出ていた

被災地の一日も早い復旧・復興と、地元ホールが住民の憩いの場として、その役割を果たすこと願うばかりだ。

**東日本大震災を教訓に
高まつた現場の危機意識**

なお、マルハンとDSGグルーブでは人的被害はゼロ。日頃の避難訓練の成果だと口を揃える。平成観光の東野社長も避難誘導の仕

店して顧客同士あるいは店舗スタッフと会話し、お互いの無事を確認する姿を見かけるそうだ。「ホールは癒しの場であり、地域のコミュニティセンターであるということを強く感じました」とマルハンのスタッフは言う。



仮設トイレを設置し開放するとともに、トイレの利用者には支援物資を手渡した。七尾市にも飲料水600㍑を寄贈した。

田店」(富山市)が1月3日まで休業を強いられたなか、石川県災害対策本部に対して早々に500万円を寄付するとともに、立体駐車場を備える系列店で駐車場を避難場所として開放した。これまでも大雪の際などには実施してきた実績があり、DSGアリーナ七尾店では2月1日現在も開放を続けている。

かもしだいとさう。 東日本大震災を機に業界内の危機管理意識が高まつたこと、特に

DSGアリーナ七尾店

この度、能登半島地震により被災された皆様
ならびにそのご家族の皆様に
心よりお見舞い申し上げますとともに
1日も早い復興をお祈り致します。

店内の安全確認が取れ、お客様を迎える準備が整いました。
トレイの使用や、店内での休憩、
飲食品などの景品交換だけでもご利用くださいませ。

**1月8日(月曜日)
朝10時より**

営業を再開させて頂きます

DSG GROUP

株式会社 DSG グループ

東京支店 〒101-0031
東京都千代田区麹町二丁目1番地

お問い合わせ 03-5211-8821

ご寄付金の返却はございません。

令和6年能登半島地震に被災地支援についてのご案内

被災地支援 ご協力のお願い

グループ全店舗にて玉・メダルの寄付活動を開始させて頂きます。

この度「令和6年能登半島地震」で被災された
全ての方々に心よりお見舞い申し上げます。

たゞながら日もまた普通の生活に戻る事等心より祈念いたします。
今後も DSG グループは引き続き、地域の皆様に寄り添い、
被災された方に必要な支援を継続して行ってまいります。

異常事案ゼロを継続中！ さらなる恒常的な点検の実施を！

機構検査部が2023年度第3四半期(10月～12月)に実施した立入検査活動の結果をお届けする。



機構検査部

この3か月間の遊技機検査で、ぱちんこ遊技機並びに回胴式遊技機とともに大きな異常事案は確認されていない。計数機検査でも、玉計数機並びにメダル計数機とともに異常計数事案は確認されなかつた。

また、以前から指摘してきた遊技機の『部品取り』と思われる事案も確認されず、総じて好結果であつた。

ただ、当機構の検査はおもに、

された遊技機・計数機に不正がまぎれ込んでいる可能性を否定することはできない。引き続き異常事案ゼロの継続と業界の健全化を推し進めるため、ホールの皆様にはさらなる恒常的な点検の実施をお願いしたい。

対する趣旨をご理解いただき、対応していただいたホール担当者、並びに経営者の方々に改めて感謝を申し上げたい。

あわせて別表②には各都府県方面別の実績も掲示する。

3か月間に 317店舗を検査

本年度第3四半期における検査実績は、訪問都府県方面数、検査

の3か月間に機構検査部は、別表①の通り、29都府県方面の317店舗（うち計数機検査は63店舗）

の各項目において、昨年度同時期に対して減少しているが、異常事案ゼロが継続中であることを評価したい。

2023年の10月から12月まで受け入れ状況については、『大きなトラブルも無くスムーズに交渉や検査が実施できた』との報告を受けている。ホールの現場では営業時間内の対応となることがほとんどであったが、当機構が掲げる『恒常的な不正根絶の取組み』に

立入検査に際してのホール側の受け入れ状況については、『大き

ただ、当機構の検査はおもに、ホールの営業時間内を中心に実施される『サンプル検査』的な活動であり、ホールに設置されたすべ

ての遊技機及び計数機を検査できるわけではないので、市場に設置

●遊技機及び計数機の検査結果について

稼働率の動向

稼働率の動向(頭どり)
については概要として述べるが、この3か月の稼働率の平均値を見ると新型コロナウイルス5類感染症移行措置も相まって

か、コロナ禍以前の水準と同程度まで回復しつつある状況であった。特に20円貸の回胴式にいたっては、スマート遊技機の高稼働が押し上げていると推察する。

(次ページに表組)

提出しているパチンコホールは12月末現在で71
機構に対して誓約書を

つ提出約書の ついて つ提出約書の つに

別表① 月別検査集計一覧 (2023年10月1日~12月31日)

各月	訪問 都府県方面 数	検査ホール数			検査台数				計	
					遊技機		計数機			
		遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル		
10	9	97	21	118	342	378	16	5	741	
11	10	84	21	105	328	310	16	5	659	
12	10	73	21	94	292	270	17	4	583	
計	29	254	63	317	962	958	49	14	1,983	

※訪問都府県方面数は各月にわたり訪問した場合、それぞれ1とカウントしているので別表②の都府県方面数と異なる

別表② 都府県方面別検査集計一覧

NO	都府県方面名	検査ホール数			検査台数				合計
		遊技機	計数機	計	ぱちんこ	回胴式	玉	メダル	
1	釧路方面	7	-	7	28	28	-	-	56
2	岩手県	5	-	5	20	20	-	-	40
3	宮城県	10	-	10	32	38	-	-	70
4	福島県	8	-	8	28	36	-	-	64
5	東京都	28	-	28	102	104	-	-	206
6	茨城県	11	-	11	34	52	-	-	86
7	栃木県	-	5	5	-	-	3	2	5
8	千葉県	5	6	11	20	20	5	1	46
9	神奈川県	27	9	36	108	108	7	2	225
10	新潟県	8	4	12	32	32	4	-	68
11	長野県	9	-	9	36	36	-	-	72
12	静岡県	14	-	14	44	44	-	-	88
13	富山県	-	7	7	-	-	4	3	7
14	石川県	8	-	8	24	40	-	-	64
15	岐阜県	-	4	4	-	-	4	-	4
16	愛知県	24	7	31	88	92	5	2	187
17	三重県	11	-	11	36	52	-	-	88
18	京都府	9	-	9	44	26	-	-	70
19	大阪府	33	-	33	142	98	-	-	240
20	山口県	6	-	6	26	18	-	-	44
21	徳島県	-	7	7	-	-	6	1	7
22	愛媛県	9	-	9	36	28	-	-	64
23	福岡県	22	-	22	82	86	-	-	168
24	熊本県	-	7	7	-	-	6	1	7
25	鹿児島県	-	7	7	-	-	5	2	7
計		254	63	317	962	958	49	14	1,983

(2023年10月1日~12月31日)

2023年度第3四半期の検査結果報告

62店舗であった。

一昨年12月末の時点では778
2店舗で、マイナス620店舗となつて

また、既に廃業しているにも

関わらず、機構宛に連絡の無い店舗は誓約書提出店舗としてカウン

トされていることから、実際に営業されている店舗数は、その廃業店舗数分を割り引く必要があるこ

とを付け加えるが、立

入検査を開始した20

07年4月から誓約書

の提出店舗数は減少の一途をたど

っている。

誓約書提出ホール数

月	10月末	11月末	12月末
誓約書提出ホール数	7,229	7,213	7,162
前月との差異	-65	-16	-51

※9月末は7,294ホール
(2023年10月1日～12月31日)

4円貸パチンコ

コロナ禍以前	一昨年度	昨年度	本年度
16%	16%	16%	16%(16%)

低貸パチンコ

コロナ禍以前	一昨年度	昨年度	本年度
35%	34%	33%	35%(37%)

20円貸回胴式

コロナ禍以前	一昨年度	昨年度	本年度
21%	21%	21%	23%(23%)

低貸回胴式

コロナ禍以前	一昨年度	昨年度	本年度
31%	28%	27%	30%(30%)

※コロナ禍以前：2018年1月1日～2019年12月31日の2年間

※()は本年度第3四半期（10月～12月の平均）

誓約書等の電子化申請の経過報告とお願い

推進機構では、誓約書等の電子化に向け、第一弾とけます。

して1月15日(月)から北海道、東北6県、関東1都3

県(茨城、栃木、群馬)に所在地のあるホールさんの「登録者申請」をスタートしま

した。おかげさまで順調に登録が進みました。皆様のご協力に感謝いたします。

さらに2月13日(火)からは、関東3県(埼玉、千葉、神奈川)、中部10県のホールさんの申請受付を開始しました。

その他、地区の異なる複数店舗をまとめて提出したい、期間外でも早めに電子化登録を行いたい場合は機構事務局までご連絡ください。

続くスケジュールは3月18日(月)～4月12日(金)、近畿2府4県、中国5県、四国4県、九州8県のホールの皆様の登録申請を受け付

旧誓約書(紙ベース)から「当機構の専用WEBサイト」にて登録された新誓約書へ5月11日(土)をもって完全移行する予定です。よろしくお願いいたします。

「演者」に対する来店依頼 テーマ規制と



三堀 清

みほり きよし
昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所開設
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

1 ステマ規制

令和5（2023）年3月28日、内閣総理大臣による「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の指定がなされ（ステマ表示指定告示）、併せて消費者庁長官による「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」として、同年10月1日から施行された。これにより、事業者が自らの商品やサービスの広告宣伝であることを隠して第三者の発信した情報として広告を出稿するステルスマーケティング（ステマ）が、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）5条3項に

より禁止される不当表示として規制対象となつたのである。

2 ステマ規制と パチンコホール業界への影響

消費者は、事業者自らが行つた表示であれば、ある程度の誇張等が含まれることがあり得るとの前提に立つて商品やサービスを選択することができる。ところが、ステマは、事業者が自ら行う表示であるにもかかわらず、事業者ではない第三者が行つたものと誤認される体裁をとつていているから、消費者はそのような誇張等が含まれていない客観的な評価が表示されていると捉えて、商品やサービスの自主的かつ合理的な選択が阻害されるおそれがあるのである。このようなステマは、インターネットやSNSといった新たな媒体の普及に併せて拡大し、その弊害も顕著となつたため、今回の規制に至つたので

ある。

警察当局においては、過度の射幸性を売り物にした営業方法の弊害がパチンコホール業界の健全化を阻害する要因の一つであるとして、風適法16条が「…著しく射幸心をそそるおそれのある行為が行われていることを表すもの等」を規制対象とすることを明示して（風適法解釈運用基準第17-5(2)イ）、これに抵触する広告宣伝の抑止に務めて来ており（「ぱちんこ営業における広告、宣伝等の適正化の徹底について（通知）」等）、また、業界団体においても同様な観点から広告宣伝等に様々な

自主規制を設ける取組みを続けて来た。

このような取組みに対し、ホール業界では、風適法16条の広告宣伝規制の及ばないインターネットやSNSといった新たな媒体を情報発信の手段として、店長がFacebookやTwitter（現[X]）で店舗情報を発信したり、女性スタッフが「アイドル店員」としてYouTubeで動画を配信したりする動きが広まつた。とはいっても、店長や「アイドル店員」の情報発信は、風適法16条の適用対象外ではあるが、ホール業者としての情報発信である以上、各都道府県の風適法施行条例の「著しく射幸心をそそるおそれのある行為／営業方法」の禁止の対象となる。そこで一部のホール業者は、更にこの規制をかいくぐるため、「晒し屋」（纏め屋ともいわれる）と呼ばれるインフルエンサーに情報発信を委託するようになつた。ホール業者は表に出すに、飽くまでも第三者という建前の「晒し屋」に、イベント情報や設定情報等の広告宣伝規制に違反する情報の発信をさせていたのである。

このためホール関係4団体（全日遊連、日遊協、MIRAI及び余暇進）は、2023（令和5）年9月25日付けで発した「業界として禁止とする広告宣伝について（通知）～第2報～」のなかで、

「…第三者にホールの設定情報等を提供した上で、店舗は無関係の体裁をとりながらSNS等において設定状況をうかがわせる表示を行わせることも、…禁止とする」と、「晒し屋」の利用が広告宣伝規制違反の文脈で禁止されることを宣明するに至っているが、今回のステマ規制によって、「晒し屋」の利用という広告宣伝方法それ 자체が景品表示法による禁止の対象となつたのである。

3 「晒し屋」から「演者」への移行

以上のようないくつかの理由により、「晒し屋」から「演者」へのシフトが確認されたため、一部のホール業者は、「晒し屋」とは別のジャンルのインフルエンサーである「演者」（「来店演者」ともいう）に情報発信を委託する方に向けて、これまで「演者」来店告知等の禁止を定めていた組合の自主規制の多くが撤廃されたという事情もある。

これは、ホール業者は「演者」というアイドル・コスプレイヤー等の自己露出型のインフルエンサーにホールへの来店を依頼し、「演者」は来店予定を発

信することでフォロワーを集客し、来店時にはコスプレ姿や肌の露出の高い姿で整理券の配布や実機の説明をしたり、遊技を実践したり、更には、来店時のホールの活況や出玉状況を情報発信するというものである。

「演者」は、ホール業者からの来店依頼を受けた立場で情報発信をするから、「…店舗は無関係の体裁をとりながら…表示を行わせる…」ものではなく、消費者＝遊技客が、事業者＝ホール業者ではない第三者による表示であると誤認するというステマ規制の要件には該当しないことになる。

なお、「晒し屋」から「演者」へのシフトの背景には、警察庁が、令和4（2022）年12月23日付けで「ぱちんこ営業における広告及び宣伝の取扱いについて（通達）」を発して、ホール業界にも一定の限度内で他の業界で当たり前に行われている広告宣伝ができるように全国的な規制の平準化をはかつたことを受け、それまで「演者」来店告知等の禁止を定めていた組合の自主規制の多くが撤廃されたという事情もある。

とはいうものの、「演者」がフォロワー向けに自らの来店予定を発信する際に設定情報等を示唆すると、「…ホールの設定情報等を提供した上で、…設定状

況をうかがわせる表示を行わせることが」ととなり、前述のホール関係4団体の「業界として禁止とする広告宣传について（通知）～第2報」の禁止行為に該当するという点は再確認しておかなければならぬ。

4

「演者」利用の リスク

ところで「演者」は、一定数のフォロワーを持っている以外に信用を担保するものは皆無の氏素性のはつきりしない人物で、反社会的勢力とのつながりの有無を確認する術もないという点でも、また、契約関係があつても依頼者において「演者」の発信する情報や行動を管理することまではできないという点でも、リスクの多い存在である（この点は「晒し屋」も同じであるが）。

有名な「演者」の中には、身内であるマネージャーとのトラブルに関する情報まで発信してしまったり、甚だしい例としては、依頼者であるホール業者に訴訟を提起してその経過を情報発信してしまうという事案もあるとのことである。ホール業者としては、トラブルにまみれたうえ、そのような「恥部」までも情報発信してしまう「演者」を利

一部のホール業者は、「晒し屋」とは別のジャンルのインフルエンサーである「演者」（「来店演者」ともいふ）に情報発信を委託する方向にシフトしている。

「演者」は、一定数のフォロワーを持つている以外に信用を担保するものは皆無の氏素性のはつきりしない人物で、反社会的勢力とのつながりの有無を確認する術もないという点でも、また、契約関係があつても依頼者において「演者」の発信する情報や行動を管理することまではできないという点でも、リスクの多い存在である。

これを利用すること自体によりホール業者の信用が損なわれるという社会状況は目前かも知れない。

用したということ自体がイメージダメージとなることは明らかである。

また、別の「演者」は、ホール業者から伝えられた設定情報を仲間内で独占しているとの噂が出ている。一般的の来

頼者＝ホール業者の利益を図るのではなく、自らの欲求を満たすために意図的に「炎上」を演出して、フォロワーの関心を引こうという行動パターンもあり得る。

店客からは、事態の異常性が実感され、直ぐに悪しき風評が広まることになる。

「演者」の中には、自己承認欲求が人並み以上に強いと評価せざるを得ないタイプも散見され、契約関係にある依頼者＝ホール業者



店長に求められる知識

業界知識 XXX

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

【問題】

風適法の目的

パチンコ店を経営するためには、さまざまな法律を知つておかなければなりません。その中で最も重要なのが、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」です。非常に長い名称なので、略して「風適法」と呼ばれています。風適法には、パチンコ店の営業許可をはじめとして、パチンコ店でしないことなどが定められています。

まずは、風適法の目的を確認しましょう。

店長という立場にある者なら、知つておかなければならない知識があります。風適法（風俗営業等に関する法律）や消防法、建築基準法などの法律はもちろん、都道府県や市町村などの自治体における条例、その他さまざまな規制・制度など、すべては健全かつ適正なパチンコ店を営業するために必要な知識です。

風適法ではその目的を以下のように定めています。

第一条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、

回答分布	
a	35・6%
b	16・8%
c	23・0%
d	24・6%

【正解と解説】

正解はaです。

風適法ではその目的を以下のように定めています。

【選択肢】

- a：著しく射幸心をそそる行為の抑制
- b：少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止
- c：善良の風俗の保持
- d：清浄な風俗環境の保持

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の目的として、誤っているものはどれか。

及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

【選択肢】

a : 射的

b : カラオケ、ボックス

c : スマートボール

d : ゲームセンター

【回答分布】

a : 19・3%	b : 47・9%
c : 20・2%	d : 12・6%

【正解と解説】

正解はbです。

大手カラオケボックスチェーンに代表される一般的なカラオケボックスは風俗営業者ではありません。

風俗営業者とは、風適法第2条第1項で定められた、下表の1～5号の営業をする営業者のことです。

風俗営業区分

【問題】

風適法第2条第1項に記載されている風俗営業区分において、「ぱちんこ屋」と同じ遊技場営業に含まれる業種として誤っているものはどれか。

ばならないものについてです。

掲示義務

【問題】

風適法第18条で定められてい

るパチンコ店が営業所の入口に表示しなければならない内容として、正しいものはどれか。

【選択肢】

a : 18歳未満の立ち入り禁止

b : のめり込み防止の啓発

c : 遊技料金

d : マル優(特例風俗営業者)

【回答分布】

a : 96・8%	b : 0・5%
c : 1・1%	d : 1・6%

【正解と解説】

正解はaです。

風適法第18条では年少者の立入禁止の表示について以下のように定められています。

風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(第一條第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨(第

次の一問題は、風適法の規制業種であるパチンコ店が掲示しなけれ

営業区分		営業種類
接待飲食業	1号	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興または飲食をさせる営業
	2号	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせ、照度が10ルクス以下である営業(1号に該当する営業を除く)
	3号	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、広さが五平方メートル以下の客席を設ける営業
遊技場営業	4号	まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
	5号	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る)を備える営業

風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(第一條第一項第五号の営業に係る営業所にあつては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨(第

二十二条第二項の規定に基づく都道府県の条例で、午前六時後午後十時前の時間における十八歳未満の者の立入りの禁止又は制限を定めたときは、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨及び当該禁止又は制限の内容)」を営業所の入口に表示しなければならない。

遊技場営業者の禁止行為

【問題】

風適法第23条「遊技場営業者の禁止行為」で定められている事項として、誤っているものはどれか。

【選択肢】

a : お客様に他店の玉・メダルを店内へ持ち込ませること。

b : お客様が獲得した玉・メダルを保管したことを表示する書面を発行すること。

c : お客様に有価証券を賞品として提供すること。

d : お客様に提供した賞品を買い取ること。

「禁止行為」では、以下の行為を禁止しています。

- 一 現金又は有価証券を賞品として提供すること。
- 二 客に提供した賞品を買い取ること。

ハード面では、店舗建築に関する都市計画法・建築基準法・景観法、火災による被害を防止し、万が一の場合も被害を最小限に留めるための消防法、お客様や従業員を望まない受動喫煙から守る健康増進法が代表的なところです。

- 四 遊技球等を客のために保管したこととを表示する書面を客に発行すること。
- 上記、第3項で禁止されているのは玉・メダルの持ち込みではなく、持ち出させる行為です。パチンコ店の玉・メダルは、店内でのみ遊技に使用することが認められています。店外への持ち出しを認めてしまふと売買されるおそれがあり、風適法による遊技の範疇を超えてしまうためです。

さらに現在では、単に法律や条例だけを守るのではなく、倫理やマナーなどの明文化されていない

規律やルールにも配慮しなければなりません。SNSなどの情報技術の発展により悪い噂は急速に広まります。

違反や不正はお客様の信用を失い、店の経営にもダメージを与えます。

パチンコ店の経営に風適法の遵守は必須です。

そして、冒頭で述べたようにパチンコ店の経営には風適法だけではなく、さまざまな法律が関係しているのです。

【回答分布】

a : 39・6% b : 26・1%

c : 15・8% d : 18・5%

風俗営業は大人の娯楽であり、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防ぐため、18歳未満の未成年者への対応には厳しいルールが設けられているのです。

次の問題は、遊技場営業者の禁止行為に関するものです。

【正解と解説】

正解はaです。

機構NEWSの電子版へ切り替えのお知らせ

広報誌「機構NEWS」を愛読していただきありがとうございます。創刊号より冊子として発行して参りましたが、諸事情により、次号5~6月号より、電子版のみの配信に変えることになりました。誠に恐縮ですが、今までのように印刷物として、読者の皆さまの手元にはお送りできません。なにとぞ、ご理解のほどお願いいたします。

電子版は登録された関係各所、またご希望の方々にメール配信する予定です。配信をご希望の方は広報誌編集室(jimukyoku@suishinkikou.or.jp)までご連絡下さい。

あわせて電子版は遊技産業健全化推進機構のHP(<https://www.suishinkikou.or.jp>)でご覧いただけます。機種によりますが、「右開きに設定」してコピーをすれば製本することが出来ます。発行日は奇数月の1日となります。前月の20日前後にアップする予定です。今後とも、ご愛読をお願い申し上げます。

真城が交通遺児をプロバスケの試合に招待

愛知、岐阜両県に店舗展開する真城ホールディングス(本社・名古屋市、真城貴仁社長)は1月27日、名古屋市の「ドルフインズアリーナ」で開催されたプロバスケットボールの試合「名古屋ダイヤモンドドルフインズ対仙台89ERS」に公益財団法人東海交通遺児を励ます会(名古屋市)が支援する子どもを含む23人を招待した。



選手たちと記念撮影する交通遺児たち

に実施していく予定」とコメントしている。

プローバグループがこども食堂に食材を寄付

広島県を中心に店舗展開するプローバグループ(本社・広島市、平本直樹代表取締役CEO)は1月29日、NPO法人広島こども食堂支援センターにグループ会社のプローバベジモが生産した無農薬野菜とその野菜を加工した総菜を寄付した。

同社ではセンターの活動目的(地域

の成長を

見守る環

境の整備

と、活動

生社会の実現に寄与する)に賛同し、2021年から継続的に食材を寄付。「今後も当社の企業理念『地域社会への貢献』を一つでも多く形にするため

に、支援活動を継続していく」として



編集後記

ホー^ルとも取引のあるヤクルト。ものヤクルトレディが回つていて、事務所にやつて来る。
週2回女性販売員が「ヤクルトで
す」と甲高い声をあげて事務所

毎週観ていたドラマの原作漫画家が、ドラマ化的際の契約が守られなかつたとして苦しんだ胸の内をSNSで明かし、急逝した。その後の出版社とテレビ局の対応に疑問を抱く一方、わき上がりつくるのが後悔の念。

(M)

告白

さて、「商品は販売員の買取り制なんですよ」と聞かされ、売れ残りのドレッシング、ラーメンなどを買うようになつた。妻はあきれ顔で「また何か買わされてきたの?」。即席麺は醤油味、味噌味、塩味と食べた。もういいと思ったが、どんこつ味やソース焼きそばもあるらしい。

私のような客も多いのだろうか、神田界隈の古いビル街は何人

昔自分は、担当していた漫画家から、もっと寄り添つてほしいとよく言っていたからだ。苦手なジャンルだからという言い訳を心の中で常にし、漫画作家せにしていた自分はたしかに問題のある担当者だった。が、だから余計に今回の原作ドラマ化問題は胸が痛む。関係者は亡くなつた原作者の思いと真摯に向き合つてしまい。

(N)

おかしいと思ったら すぐここへ <https://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関
遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry

遊技産業健全化推進機構広報誌 令和6年3月1日(隔月1日発行)第196号
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山基ビル6F
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063